

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

1. 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（経営計画等）

(a) 執行役の職務執行の体制（共同社長体制）

当社は、当期、指名委員会等設置会社として引き続き業務執行に係る重大な決定権を執行役に委譲する体制としつつ、4月28日の取締役会の決定により、代表執行役2名の共同社長（以下「共同社長」）体制を採用しました。

当社の共同社長2名は、各々が、ビジネスオペレーション担当と、コーポレートオフィス担当と役割を明確にし、各共同社長傘下の部門の職務の執行が効率的に行われるようにしております。

当社の執行役最高法務責任者（GC）は、コーポレートオフィス担当共同社長の管掌下で、グループ会社横断的に、リスクマネジメント体制、コンプライアンス体制を強化する役割を担いました。

また、当社は、当社グループの地域または事業グループ群の子会社群（以下、「パートナー会社グループ」という）を明確化し、パートナー会社グループに対する権限委譲の度合いを拡大し、各パートナー会社グループが、その事業経営に注力する体制を整備しました。

取締役会においては、定期的にまたは必要に応じて共同社長による職務執行状況の報告を受けるとともに、重要案件や中期経営計画の実行等に向けた、適切な審議を行い、共同社長に対する助言を実施しました。

(b) 経営計画および Purpose

当社は、当期、取締役会での審議を経て、2021年から2023年までの中期経営計画を決定および公表するとともに、当社の存在意義を定める Purpose を制定および公表しました。

また、共同社長から取締役会に対して、定期的に、年度予算の進捗状況や目標達成状況を報告しました。

2. 当社の損失の危険の管理（リスクマネジメント）に関する体制

(a) 重要会議関連

当社は、当期、取締役会、日本地域・アジア地域など地域ごとの経営会議体、その他重要な会議を定期的に開催し、重要な経営会議体には共同社長が参加することにより、当社グループの事業の進捗を把握するとともに、事業に伴うリスク要因が発生した場合にはリスクの把握と適切かつ継続的なモニタリングを実施し、リスクに対する対応を行いました。

(b) リスクマネジメント活動関連

当社は、当期、グローバルでのリスクマネジメントのレベルアップのため、2022年1月1日を施行日とするグローバル・リスクマネジメント基本方針を制定し、パートナー会社グ

グループによるリスクの自主点検による自律的なリスクマネジメントを基本とする、グローバルのリスクマネジメント体制を整備しました。

また、当社は、日本セグメントのリスクマネジメント委員会を開催し、国内グループ各社におけるリスクマネジメント体制の整備・運用状況をモニタリングし、国内グループ全体に関わる重要リスクに適切に対処するための審議を行いました。さらに分科会にて、与信管理、情報管理、安全保障貿易管理、BCP等の強化に向けた具体的活動を行いました。

(c) 監査部関連

当社監査部は、当期、リスクベースおよびデータ分析手法を用いた業務監査を行い、当社グループのガバナンス、プロセス、リスクマネジメント等の内部統制システムの実効性を評価しました。また、その結果を監査委員会、共同社長に報告すると共に、監査対象会社・部門へもフィードバックを行い、課題の共有および今後の対応方針を協議しました。

(d) 新型コロナウイルス感染症対応

当社は、前期に引き続き、新型コロナウイルス感染対策本部会議を随時開催し、国内外グループ会社と連携して対策を検討・実施しました。

海外グループ各社からは、現地の対策状況の報告を受けるとともに、国内においては、希望する社員および社員の家族全員ならびに取引先関係者に対してワクチンの職域接種を行い、また、緊急事態宣言下では、国内グループ社員の出勤率の上限を原則として20パーセントとし、事業の継続性を損なうことなく社員のテレワーク（リモートワーク）を推進しました。

3. 執行役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合すること(コンプライアンス)を確保するための体制

(a) コンプライアンス諸活動（体制整備、周知、教育）

当社は、当期、グローバルなコンプライアンスに係る活動として、海外を含む当社グループの全役職員に適用させるグローバル行動規範（Global Code of Conduct）を制定し、グローバルの全役職員が遵守しなければならない事項を明確化しました。

また、当社は、国内セグメントのコンプライアンス委員会を定期的で開催し、品質管理の強化、ハラスメントの防止、コンプライアンス教育の強化などの個別のテーマ性をもった審議と対策を実施しました。

さらに、国内グループ全社員を対象としてコンプライアンスに関する定期的な研修を実施するとともに、社員の意識や課題を国内グループ横断で把握するため、包括的なコンプライアンスアンケートを実施しました。

(b) 取締役および執行役に対する研修

当社は、当期、リスクマネジメントの重要性およびリスク管理手法に関して、取締役および執行役に対する研修を実施しました。

また、当社の取締役会では、純粋持株会社として、そのパートナー会社の自主性および自律性を尊重するグループガバナンスに関する勉強会を実施しました。

(c) 内部通報制度の拡充

当社は、当期、当社グループの海外グループ会社も含めた内部通報窓口制度の普及およびレベルアップのため、2022年1月1日付で施行するNPHDグループ内部通報窓口グローバル基本方針を制定しました。

また、国内共通内部通報制度である「NPHDグループホットライン」については、調査を担当する事務局の体制を明確化し、内部通報窓口を社内に周知するとともに、通報者保護を徹底した個別事案対応や再発防止の是正措置を実施するなど、実効性を高めました。

(d) 反社会的勢力との断絶

当社は、組織全体で反社会的勢力との関係断絶に取り組んでおり、役職員の安全確保と公正な取引のために、暴力団、暴力団関係者などの反社会的勢力の排除に向けた体制を整備しています。

4. 執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制（情報管理）

当社は、株主総会、取締役会、経営会議等の重要会議の議事録や稟議決裁システム、技術情報管理が徹底された技術情報データベースシステム、その他執行役の職務に係る文書および電磁的記録を作成、重要度に応じて保存・管理し、取締役が必要に応じて閲覧できるデータベースを構築・運用しております。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制（グループ経営体制）

当社は、持株会社体制のもと、当社およびパートナー会社グループの権限等を定める権限規程の運用を通じ、また、国内外の重要なグループ会社の取締役会ないし経営会議体に共同社長が参加する等により、グループ全体の健全かつ適正な業務運営を実施しております。

なお、上記の権限規程に基づき、一定の案件については当社の国内外パートナー会社から当社に対する報告ないし当社の承認を行い、重要な案件については当社の取締役会で審議しております。

さらに、支配株主との関係では、支配株主からの独立性を確保するため、当社が支配株主と取引を行う際には、独立社外取締役が過半数を占める当社の取締役会において承認を得る等の手続を適正に行うものとし、支配株主との関係の公正性、適正性を確保しております。

6. 監査委員会の職務を補助すべき組織に関する事項

当社は、監査委員会の職務を補助すべき組織として、監査部を設置しております。監査部は、監査委員会の事務局にあたるほか、監査委員会の指示のもと、監査の対象となる事項の調査、分析、報告を行い、監査委員会の監査活動の補助を行っております。また監査部自らも、監査活動に従事しております。

なお、監査委員会の職務を補助すべき組織の執行役からの独立性を確保するため、当社「監査委員会規則」において、必要な事項（監査部長の人事権に関わる事項、監査部の基本方針、監査計画、予算等）に関する監査委員会の同意権限、および監査に関する監査委員会の指示が共同社長の指示より優先することを定めております。

7. 監査委員会への報告に関する体制

監査委員会は、取締役、執行役等と意見交換を積極的に行い、会社に対処すべき課題および職務執行の状況等について確認しております。また必要に応じて、監査部長とともに会社の重要会議にも陪席しております。さらに会計監査人、監査部長が出席する三様監査会議や国内パートナー会社の監査役との会合を定期的に行い、監査を通じて認識した問題点等について情報共有と意見交換を行っています。なお、当社グループの内部通報制度を通じて報告された内容およびその対応状況については、内部通報制度の責任部門より毎月報告を受けることに加え、一部は監査委員会自ら対応にあたっています。

8. その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査委員会は、共同社長と定期的な会合を持ち、会社に対処すべき課題、監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行っています。また、監査部および国内外主要パートナー会社の内部監査部門責任者が一堂に会する **Group Audit Committee** を主催し、内部監査のベストプラクティスの共有や意見交換を行っています。これらにより、グループ全体での内部監査体制の整備・強化を行い、各拠点が実施する内部監査の結果に依拠する「**Audit on Audit**」の枠組み確立および監査の実効性向上を進めています。

なお、当社は監査委員会の職務の執行に必要な費用については、償還請求があり次第速やかに請求に応じ、その活動が制約なく行われるようにしております。

以上